

民事訴訟の手續段階ごとに見た IT 化の視点（その 3）

— 人証調べ・最終口頭弁論期日・判決言渡し —

1 人証調べ期日の段階

（総論）

- (1) 利用者の立場から見れば、人証調べ手續についても、争点整理手續と同様、IT 技術を活用した e 法廷（e-Court）の実現として、「裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ」（憲法 82 条）とする裁判の公開原則等に留意しつつ、民事訴訟のプラクティスについて必要な見直しの検討をすることが望ましいのではないか。
- (2) 人証調べ手續について、一部の例外（民事訴訟法 204 条、210 条）を除いて証人や当事者がすべて受訴裁判所に出頭することを前提とする現行の取扱いを見直し、テレビ会議やウェブ会議（音声・映像のみでなく、文字やファイル等を用いたリアルタイムのコミュニケーションが可能な会議）による人証調べの利用を、必要な範囲で拡大していくことが考えられるのではないか。その際には、出頭を要する関係者の負担軽減のニーズを考慮する必要がある一方、人証調べ手續は、裁判所が争点に対する心証を形成して適正な判断を行うための核心的手續であることから、その点も踏まえた実務的検討が必要ではないか。
- (3) 人証調べ手續におけるウェブ会議等の活用や運用に当たっては、尋問の目的や負担等の観点から、人証調べの対象となるのが、訴訟の当事者である場合（当事者尋問）と、第三者証人や鑑定人等の第三者である場合（証人尋問等）とで、異なる考慮をすることが考えられるのではないか。また、人証調べ手續は口頭弁論期日で行われることが多いから、裁判の公開原則等との関係でも、検討・整理することが必要となるのではないか。

（人証調べにおけるウェブ会議等の活用）

- (4) 利用者の立場からは、遠隔地に居住している場合など一定の要件を満たす場合にのみ、証人や当事者が最寄りの裁判所に赴いて尋問を受ける現行の人証調べ期日におけるテレビ会議の取扱いを見直し、事案の内容や当事者の意向、適正手續等にも十分留意しつつ、人証調べ手續において、テレビ会議やウェブ会議のシステムを活用できる機会の拡大（例えば、当事者の一方又は双方が最寄

りの弁護士事務所や企業の会議室等に所在して対応) や、その際のシステムの利便性向上を目指した検討を行うことが望ましいのではないか。

(5) ウェブ会議等による人証調べの実施には、利用者目線から見た審理の効率化や審理の充実度といった観点に加え、人証調べの公正な実施が担保されるか、当事者の尋問権や裁判所による訴訟指揮権の適切な行使が確保されるか等の実務的検討や検証(模擬裁判等)が不可欠ではないか。

(6) ウェブ会議等による人証調べ期日の公開の在り方については、裁判の公開原則を踏まえつつ、法廷で傍聴しようとする者以外にまで期日を一般公開するニーズ、訴訟関係者の意識、プライバシー・企業情報への配慮等の様々な観点から、丁寧に検討していく必要があるのではないか。

(人証調べにおけるITツールの活用)

(7) 将来的に訴訟記録が電子化されることを見据えれば、人証調べにおいても、電子情報として交換・共有された主張・証拠や争点整理の結果をもとに、ITツールを活用することにより、よりメリハリの付いた、効率的・効果的な尋問を行い、その結果の記録化も効率的に行うといった新しいプラクティスを検討していくことが考えられるのではないか。

(人証以外の証拠の取調べ)

(8) 書証の取調べについても、双方の当事者と裁判所が同席する期日で行うことを原則とする現行の取扱いを見直すことが考えられるのではないか。その際には、ウェブ会議等を用いた期日での書証の取調べの在り方等を、文書の性質や内容、成立の真正に関する争いの有無など、様々な場面を念頭に置いて実務的に検討していく必要があるのではないか。

(9) 当事者から書証が提出される場合のほか、第三者から情報が提出される場合(例えば、文書送付嘱託・調査嘱託の場合等)の対応についても、考えていく必要があるのではないか。【再掲】

(人証調べ手続のIT化のあい路)

(10) 人証調べの場面でも、本人訴訟の場合におけるIT面のサポート方策(ウェブ会議等の利用が困難な場合等)について、他の場面と同様、必要かつ十分な対応を検討する必要があるのではないか。例えば、ウェブ会議等で行う人証調べについて、特に配意・対応すべき事項はあるか。

(11) 人証調べ段階で必要とされる情報セキュリティレベルや情報セキュリティ対策（漏洩防止等）について、どのように考えるか。例えば、ウェブ会議等で行われる人証調べについては、争点整理手続とは異なる配慮や対応をすべき事項はあるか。

(人証調べ手続の e 事件管理)

(12) e 事件管理(e-Case Management)の観点からは、人証調べの予定や結果等の情報についても、当事者（当事者本人と代理人の双方）が容易かつ随時にオンラインで確認することができる仕組みが有用と考えられるのではないか。

(人証調べ手続の IT 化プロセス)

(13) 人証調べでのウェブ会議等の活用は、争点整理手続の場面と同様、原則として当事者が裁判所に赴いて実施される現行の取扱いを維持しつつも、ウェブ会議等での人証調べによる選択肢を加えるものとも捉え得るから、利用者目線で見れば、導入に当たってのハードルが比較的 low、条件を整えば導入することが望まれるのではないか。利用者のニーズからすれば、尋問の目的や負担等の観点を踏まえ、ウェブ会議等での人証調べをより柔軟に活用することが考えられないか。その場合、裁判の公開原則との関係や当事者の尋問権・裁判所の心証形成等との関係等、人証調べ手続に固有の観点から、実務的検討が必要と考えられるのではないか。

2 最終口頭弁論期日（弁論終結）の段階

(1) 上記 1 の人証調べ手続終了後に、最終準備書面の提出や和解協議等のため、訴訟手続が続行する場合においても、e 法廷の実現として、IT ツールを活用した効率的・効果的な審理を行うことが考えられるのではないか。例えば、争点整理手続における議論と同様、要約化された最終準備書面の作成や、ウェブ会議による和解協議の実施が考えられるのではないか。

(2) e 事件管理の観点からは、口頭弁論終結日、判決言渡し期日等の情報についても、当事者（当事者本人と代理人の双方）が容易かつ随時にオンラインで確認することができる仕組みが有用と考えられるのではないか。

3 判決言渡しの段階

(判決及び判決言渡し期日の在り方)

- (1) 利用者目線で「3つのe」を通じた裁判手続の全面IT化を目指す観点からは、訴訟記録が電子情報となるのに合わせ、判決書についても、電子情報である判決情報に原本性を持たせるための枠組みの検討が必要と考えられるのではないか。
- (2) 利用者の立場から見れば、IT化を通じた争点整理手続の充実・効率化等に対応し、判決の在り方についても、そのプラクティスについて必要な見直しの検討をすることが期待されるのではないか。例えば、争点整理の結果として確定した最終成果物がある場合には、それを効果的に活用し、メリハリの付いた、利用者目線で分かりやすい判決とすることなどが考えられるのではないか。
- (3) 電子情報である判決情報の場合に、必要とされる情報セキュリティレベルや情報セキュリティ対策（原本性の確認や改ざん防止策等）について、どのように考えるか。
- (4) 利用者目線に立てば、判決言渡し期日について、当事者の出頭を要しないため、多くの場合に訴訟関係者の在廷しないまま法廷で言い渡されている現行の取扱いを見直し、より簡便に判決言渡しに立ち会うことを希望する当事者のニーズに対応して、ITツールを用いたe法廷の実現を検討する余地はないか。例えば、当事者が遠隔地にいながら判決言渡し期日にリアルタイムで出廷するためのウェブ会議等の方式の利用を考える余地があるのではないか。

(判決書の送達の在り方)

- (5) 利用者の立場からは、判決書の当事者への送達について、面前交付又は郵送の方法による現行の取扱いに代えて、ITツールを活用した電子的な送達方法が考えられるのではないか。例えば、①法廷での言渡し後速やかに、裁判所の専用システムへの判決情報のアップロード、②その旨の当事者に対する通知、③各当事者によるシステムからのダウンロード等の方策を用いることが考えられるのではないか。
- (6) 判決情報の電子的送達については、利用者にとっての利便性向上が期待される一方、当事者双方への送達（到達・覚知が原則）を確実に担保する必要があり、また、合理的期間内に送達を行う必要もあることから、送達の目的や当事

者の利便性にも考慮しつつ、その在り方を検討していく必要があるのではないか。

- (7) 判決情報の電子的送達においても、他の論点と同様、本人訴訟の場合におけるIT面でのサポート策や、情報セキュリティ対策について考えていく必要があるのではないか。
- (8) 判決言渡し後に、当事者が判決に不服があるとして上訴する場合の手續や、判決が確定した場合の執行に向けた手續等についても、IT化を視野に入れた検討をしていく必要があるのではないか。